

第一次世界大戦期ドイツにおける

世襲財産の清算

——ポルタレス伯爵家のグルムボヴィツ所領——

加藤 房 雄

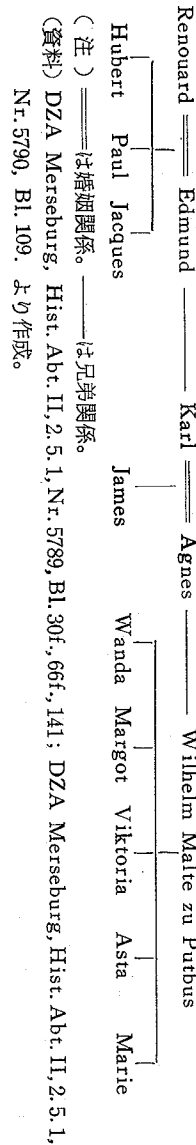
一 はじめに

ポール・ドウ・ポルタレス伯爵 Graf Paul de Pourtalès は、パリに住むフランス人貴族である。フランス軍予備役騎兵大尉 *Rittmeister der Reserve* のかれは、第一次世界大戦期にあつて、プロイセンのシュレージエン *Schlesien* 州に、約二二〇〇ヘクタール規模のグルムボヴィツ所領 *Herrschaft Glumbowitz* を所有している。この所領は「世襲財産」*Fideikommiss* である。したがつて、かれは、いわば「フランス人貴族のドイツ世襲財産所有者」である、といつてよい。この世襲財産は、一九世紀の六〇年代に、ポールの伯父にあたるプロイセン国人カール・フォン・ポルタレス *Karl von Pourtalès* 伯爵によつて設立され、その後カールの息子ジュークス *James* 伯

爵の手を經たが、一九〇八年以來は、寄付行為書の定めに従つて、ポール伯爵の「所有と管理」*Besitz und Verwaltung* の下に移つた。しかし、法解釈上の複雑な問題が絡んだうゑに、第一次世界大戦期ドイツ＝プロイセン政府の經濟政策・國策上の政治的配慮から、この世襲財産にはまだ、「プロイセン國王の認可」*die landesherrliche Genehmigung* は与へられていない。⁽²⁾

他方、ジュークスとかれの母アグネス *Agnes* との完全私有遺産 *Allodialnachlass* を受け継いだ「ジュークス・フォン・ポルタレス伯爵の内地植民振興基金」⁽³⁾（以下「ジュークス基金」）またはたんに「基金」と略記）*die Graf James von Pourtalès'sche Stiftung zur Förderung der inneren Kolonisation* が、ネーデルリー *Marie* をはじめと *Anna*

第一図 プルタレス家略系図



グネスの五人の姪達(第一図参照)が、それぞれの立場から、このグルムボヴィツ所領の所有権を主張する。こうして、ポール伯爵を含む上述の三者間において、所領相続の帰趨をめぐる厳しい係争状態が形づくられることになる。

さらに、以下の事実がこれに加わる。それは、一九一八年三月一二日、時のドイツ帝国宰相 Reichskanzler ヘルトリング Georg von Hertling が、グルムボヴィツ所領の「清算」Liquidation を命じるといふ事態であつた⁽⁴⁾。ここに至り、第一次世界大戦期にあつて、ドイツのプルタレス伯爵家は、フランス在の同門家族を直接巻き込みながら、世襲財産の「認可・相続・清算」のいずれの側面から見てもきわめて複雑な問題を抱え込むこととなつたのである⁽⁵⁾。

そこで以下においては、第一次世界大戦期におけるこうした問題状況、とりわけ、世襲財産清算の歴史的意味を明らかにす

るために、次の順序で考察を進める。最初に、世襲財産清算の実証的分析を果すうえで欠くことのできぬ一つの基礎作業として、所領相続をめぐるプルタレス伯爵家内の係争状態を概観する(一)「ジェームス基金」の立場 三 アグネス伯爵夫人の姪達。つづいて、第一次世界大戦末期に行なわれた所領清算の実態を跡づけ(四 清算の実際)、最後に、「第一次世界大戦期ドイツの世襲財産清算問題」ともいふべき当該の問題状況全体の総括にかえるさしあたっての認識を提示して、本稿の検討を終える(五 結びにかえて)。なお、本稿は「メルゼブルク Mersenburg の『ドイツ中央文書館』Deutsches Zentralarchiv 所蔵文書を基礎とした、ドイツ世襲財産にかんする実証研究の一環である⁽⁶⁾」。

注

(一) Ehem. Preuß. Geh. Staatsarchiv, heute: Deut-

ches Zentralarchiv, Dienststelle Merseburg, Historische Abteilung (以下、DZA Merseburg, Hist. Abt. 以下略) II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Das Glumbowitzer Gräflich Karl von Pourtales'sche Familienfideikommiß, 1914-1921, Bl. 148.

(2) ドイツ系プルトレス家の世襲財産が設定された後、フランス人ポール伯爵の手でそれが移る経緯、そして、認可をめぐるプロイヤン中央語官庁間での厳しい議論のやりとり等の諸点をめぐっては、拙稿「ドイツ世襲財産の『認可』 Genemigung 問題——「ドイツ中央文書館」 Deutsches Zentralarchiv 所蔵文書による事例分析——」『修道商学』第二四巻、第二号、一九八三年、所収、参照。本稿は、この続稿にあたるものである。

(3) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 59 u. a.

(4) Vgl. ebenda, Bl. 111.

(5) 本稿では、「認可・相続・清算」の三側面のうち、最初の「認可」問題には主要な力点はおかれていない。その基本的な問題点は、前掲拙稿で検討した。なお、この「プルトレス家の由来と家系を瞥見しておきたい。同家の祖は、南フランスに住むユグノー Huguenotte であった。一族は、「ナントの勅令」Edikt von Nantes の廃止（一六八五年）後、スイスに移る。その後、一七五〇年と Friedrich 大王からプロイヤンの伯爵位を得た大商人 Jeremias

の息子 Jacob Ludwig の息子で、一家は、現スイス領の Neuenburg (フランス名 Neuchâtel) に居を構える。Jacob Ludwig の三人の息子達、Friedrich Wilhelm 三世と、この伯爵に列せられる。その三男 Friedrich (一七七九—一八六一年) は、皇帝の主馬頭 Stallmeister 等を経た後、一八四二年ケルリンで式部長 Oberzeremonienmeister の任に就く。Friedrich の息子が Albert (一八二一—六一年) である。かれは、国務大臣を務めた Moritz August von Bethmann-Hollweg (一七九五—一八七七年) の娘婿で、プロイヤンの Konstanthopel 駐在大使等の要職を歴任した。そして、Albert の甥 Friedrich (一八五三—一九二八年) もまたドイツの外交官だった。このフリードリヒは、グルムボヴィツ所領の清算の際に、ある重要な役割を果たすことになる(後述)。Vgl. Allgemeine Deutsche Biographie, Bd. 26, Neudruck der 1. Auflage von 1888, Berlin 1970, S. 492ff.; K. Bosl · G. Franz · H. H. Hofmann, Biographisches Wörterbuch zur Deutschen Geschichte, Bd. 2, München 1973, S. 2205. ただし、この人名辞典によれば、本稿の一方の主人公 Paul · James 達と上記 Friedrich 父子の家系上のつながりは、判明しなかった。

(6) 本稿のおもな使用史料は、注①に挙げたもの、DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5789, Das Glumbowitzer Gräflich Karl von Pourtales'sche Familien-

fideikommiß, 1894-1913; DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2, 2, 1, Nr. 31036, Pourtales, 1917-1918. ①註三(1)に
 ②。なお DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2, 5, 1, 1, 1, 1
 て整理されている史料は、旧プロイセン法務省 Justizmi-
 nisterium 所蔵の文書類であり、同じく 2, 2, 1, は、旧
 プロイセン農林省 Ministerium für Landwirtschaft,
 Domänen und Forsten 関係の諸文書である。

(7) 世襲財産にかんする実証研究の研究的・理論的意義
 については、さしあたり、吉岡昭彦氏の示唆に富む問題提
 起「帝國主義論と土地所有論」『社会科学の方法』第一六
 卷、第二号、一九八三年、所収、参照。なお、ここでは、紙
 数の制約上、内外の研究史に詳しく触れる余裕はない。わ
 が国の代表的な業績としては、とりあえず、豊永泰子「プ
 ロイセン世襲財産問題——帝制期ドイツにおける土地政策
 の一動向——」『西洋史学』第六八号、一九六五年、所収、の
 みを挙げておきたい。国外に眼を転じると、筆者の知るか
 ぎり、近時においては、東西両ドイツともに、まだ最新の
 本格的成果を生み出してはいない(一九世紀末のコンラー
 + Johannes Conrad に始まり、ヴェーナー Max Weber
 を経て、一九二〇年代に至る研究史上の業績については、
 以下に述べる Franz Horsten, Die Familien-Fideikom-
 miß-Politik in Preußen in besonderer Berücksich-
 tigung der parteipolitischen Stellungnahme, Gießen
 1924, S. 5f. の文献目録参照)。このように見比べると、

「二〇世紀初頭の最初の十年間を含む一九世紀農業史の全
 分野——農業生産・農業制度・階級状況・農村における階
 級闘争——にわたる、なお新たに発見され充分検討される
 べき一次史料 Quelle の宝庫」たる「ドイツ中央図書館」
 所蔵文書の分析が、世襲財産研究にとっても、是非とも果
 されなければならぬ基礎作業の「こと」であることをさし
 くに思われ。Vgl. Udo Dräger, Der Bestand Preu-
 bisches Ministerium für Landwirtschaft, Domänen
 und Forsten im Deutschen Zentralarchiv, Histori-
 sche Abteilung II, Merseburg, in: Jahrbuch für
 Wirtschaftsgeschichte, 1970 III, S. 263.

二 「ジェームス基金」の立場

一九一七年一月二十九日、当地の世襲財産監督庁たるブレス
 ラウ高等裁判所 Oberlandesgericht in Breslau は、ゲルム
 ボヴィツ所領の相続問題をめぐる利害関係者を同所に召喚す
 る。それは、法務大臣の指令に従って、所轄諸省の担当官と私
 的関係者との協議を行なうためであった。本節の課題は、「ジ
 ェームス基金」の代理人である弁護士・法律顧問 Justizrat
 フリードレンダー Ludwig Friedländer が、この召喚後にし
 たためた法務大臣宛文書(一九一七年一月一七日付)を基と
 して、「基金」の主張点を整理することであるが、その前に「当

該の所領経営の実務に通じた「農場支配人」Guterdirektor
ヴィルナー Dr. Gotthard Willner の見解に、後論の展開に
と必要なかぎりでも簡単に触れておきたい。

1 ヴィルナー案⁽⁴⁾

ヴィルナーは、ポール伯爵の「使用人」Beamterである。か
れは、「ジェームス基金」の「副理事」stellvertretendes Vor-
standsmitglied でもあるが、後にみる訴訟の際、ポールの「総
代理人」Generalvollmachtigte となつていたので、「基金」
の立場ではなく、むしろ、ポールのそれを代表しなければなら
ない人物である、といつてよい。

さて、一九一七年一月五日付の文書において、内地植民問
題とかかわらせてヴィルナーが説くグルムボヴィツ所領の有効
利用法は、およそ以下のとおりである。最初にかれば、内地植
民向きの土地を確定することから始めている。「ジェームス基
金」により入植地用とされた土地は当初は、約六二・五ヘクタ
ールであった。これ以外にもつと入植地をつくるべきであると
するならば、さしあたり、大経営向きの耕地が農場として維持
されつつ、「農場群」Gutshot から離れた、大経営に不向きな
土地が植民用に供される場合に、「最大限農業生産の利益」が実
現される、といつてよい。このことは、所領内の Leubal 農場

(第一表参照)にとりわけてよくあてはまる。けだし、同農場
にはすでに分農場 Vorwerk の Tschupkei 入植地があり、さ
らに、この農場は他農場との場所的つながりのないところに位
置しているからである。だが、同時に他方で同農場は、蒸気犁
・自動犁・軽便鉄道・役畜等の利用の点で、また、排水事情の
点から見て、大経営向きの側面を多々兼ね備えた農場であるこ
ともにも注意しなければならぬ。こうしたことを勘案すると、
Leubal 農場はその約半分の土地が、入植地として使われるの
に適している、と見なすことができる。それは約二五〇ヘクタ
ールである。

さらに、このほかになおもつと大規模な植民事業が展開され
るべきであるとするならば、別の三七五ヘクタールほどの土地
が入植地に振り向けられよう。しかし、これは、「最大限農業
生産の利益」を顧みず、いわば「自立的農夫 selbständige
Landwirte 最多数入植」の利益のみを追求してよい場合の數
値であることが忘れられてはならない。ともあれ、入植のため
に用いられてよい所領の土地は、結局、最大限で合計六八七・
五ヘクタールに達することになる。この面積は、所領の三割強
に相当する。

このように入植用地を確定した後、ヴィルナーは、かれの考

第一次世界大戦期ドイツにおける世襲財産の清算

第一表 グルムボヴィツ所領の土地所有一覧

(A) 1.	Rittergut Glumbowitz		241. 2920ha
2.	Rittergut Groß-Strenz		144. 1700
3.	Rittergut Klein-Strenz		268. 9920
4.	Rittergut Exau		476. 4928
5.	Rittergut Groß-Baulwie mit Tschepline		320. 6622
6.	Rittergut Leubel mit Tschipkei		479. 0328
7.	Grundstück Glumbowitz	(1)	0. 2200
8.		(2)	0. 6740
9.		(3)	0. 0970
10.		(4)	0. 0840
11.		(5)	0. 0740
12.		(6)	0. 0410
13.	Grundstück Groß-Strenz	(1)	14. 9970
14.		(2)	2. 8700
15.		(3)	5. 6680
16.		(4)	1. 5500
17.		(5)	2. 5730
18.		(6)	0. 2600
19.		(7)	0. 0380
20.		(8)	0. 0560
21.		(9)	4. 3740
22.	Grundstück Exau	(1)	0. 0310
23.		(2)	7. 9560
24.	Grundstück Leubel		0. 1610
25.	Grundstück Klein-Strenz	(1)	5. 3840
26.		(2)	1. 6370
	小 計 (A)		1979. 3868
(B) 27.	Grundstück Glumbowitz	(7)	0. 2220
28.	Grundstück Groß-Strenz	(10)	0. 0970
29.	Grundstück Klein-Strenz	(3)	2. 6110
30.		(4)	5. 9930
31.	Rittergut Siegda		150. 4734
32.	Rittergut Wiersebenne		103. 5150
	小 計 (B)		262. 9114
	合 計		2242. 2982

(注) (A)は Karl の遺産に由来するもの、(B)は James の自由財産 freies Vermögen から世襲財産に付け加えられたもの。

(資料) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5789, Bl. 55^{a-c}. より作成。

える最善の内地植民振興策を提示している。それは、一言にして、「ジェームス基金」によるグルムボヴィツ所領全体の引き取りであった。少しく詳しくいうと、植民実施中は「基金」が所領の全体を管理して、農場を含む土地の貸出を行なう。「基金」により指名される入植用地の借地人または管理人 Administrator は、一定期間の経過後、良く手入れした状態で土地を入植者に引き渡す。そして、入植終了後、「基金」は残った土地（主として大経営用地）・館等を、プルトレス伯爵家の人に売却する。ヴィルナーは、このようにすることにより、植民事業に向いている土地のすべてが余すところなく最大限有効に利用される「最良の保証」⁽¹²⁾が与えられる、と主張している。

ポール伯爵の代理人ヴィルナーは、ポールのことなどおくびにも出さなかった。かれは、事実上「ジェームス基金」の側に立つ内地植民振興策を展開して能事終れりとしたのであった。以下では、フリードレンダー文書を検討する。

2 「基金」設立者の遺志

「基金」の設立者ジェームス伯爵は、一九〇〇年四月二三日にしたための遺言書の「共同執行人」⁽¹³⁾Mittelsamensvollstrecker であると同時に「基金」の理事でもあるヴァルンペンユラー男爵 Freiherr Axel von Varnbüler 宛の書簡（一九〇四年

一月と一九〇九年四月の二種類）において、グルムボヴィツ所領がたどるやもしれぬ運命について、その世襲財産固定 *Fürherkommliche Bindung* からの解除の可能性をすでに予見していた。かれは、所領が家族世襲財産でなくなったためのために、以下の望みを言明していた。すなわち、「この世襲地 *Majorat* が世襲財産としての属性を、私の父方の血族により解消せられる場合には、私は、それが他人の手に渡らないで、ジェームス基金によって買い取られることを嬉しいと感じるであろう。あるいはまた、人手に渡りさえしなければよいのであるから、私の父方の血族が、適当な価格でそれを買取るといっても悪くないだろう」と。

さて、フリードレンダーはいう。ジェームス伯爵のこの言明がその前半部分について実現し、「基金」がグルムボヴィツ所領の獲得に成功すれば、内地植民事業の振興にかんする「基金」の努力は、おおむね、さきのヴィルナーの考えの筋道に従って行なわれることになろう。ただし、「基金」としては、所領のどの部分が入植地向きであるかという点について、ヴィルナーの計画とは別個に再検討する権限を留保するものであることは、いうまでもない。

では、所領の入植地への分割にかんする「基金」の判断基準

はなにか。この点について、フリードレンダーは次のような見解を披瀝している。すなわち、小経営として使えば比較的大きな農業収益を約束するであろう土地だけが入植地用に供されるべきなのか、それとも、大経営で期待される収益を切り詰めてでも、入植地用の土地を工面すべきなのかどうか——この点には要するに、「最大の農業純収益」と「自立的農夫のできるかぎりの定住化」の二者択一において、そのどちらを達成すれば、公共の利益に資するところがより大であるか、ということに左右される。

次に、入植地を売却すべきか、それともその貸出を選ぶべきであるかどうかという点について、「基金」は、後者、それも、入植地の長期的（三〇年間）貸出を行なうべきであるとした設立者ジュームスと同じ見地に立っている。けだし、戦傷者が夥しく存在する現下の状況にあっては、かれらが、自らの出費で各種備品を調達することのできる農業家として、入植地の賃借に進而て応じるであろうからである。しかも「基金」は、これら借地人の備品調達を援助するために、特別資金の低利貸付の道を開いてもいるのである。とはいえ、内地植民を促進するという「基金」の本来的課題が、こうした仕方では充分達成されないかと判明したそのあかつきには、入植地の貸出からその売

却に移るにやぶさかではない。

他方、グルムボヴィツ所領の入植地向きでない部分、換言すれば、大経営として利用されるのに適した土地部分の処理についてであるが、この点にかんしても、「基金」の考えは、ヴィルナーのそれと大筋において一致している。すなわち、「基金」がそうした土地を一定期間管理・保持することがそれである。なぜなら、このことによって、「基金」は、入植地に隣接した大経営において入植者達の経営にとっての適切な模範を与えることができ、また、入植地に利用されるべき土地を、その譲渡の前に改善しておくことができるからである。

しかし、「基金」としては、所領の維持はあくまでも経過的・暫時的な措置と考えている。すなわち、「基金」は、設立者ジュームスの意図に添い、プルトレス家の名前を末永くこの土地所有に結びつけておくために、この所領を同伯爵家のドイツ系の一族にいずれそのうちに売却することを企図しているのである（傍点筆者）。この場合、所領を引き取る用意のあるドイツ系のプルトレス家に事欠くことは決してあるまい。また、館・庭園・狩猟地についてであるが、「基金」は、「領主的別荘」¹⁷ herrschaftlicher Ruhesitz を求める高級軍人・官僚、そして元農業家が少なからずいるのであるから、賃借人を見つける

のは決して難しくないであろうとの考えに立って、賃貸によるその利用を目論んでいる。

3 認可問題

次に、一九一二年以来かねて係争中の認可問題についてであるが、グルムボヴィツ所領を家族世襲財産と認定する国王の決定が下されない場合には、いったいどうなるか。この点にかんする「基金」の理解は、おおむね以下のとおりである。こうした事態が意味するところは、要するに、カール伯爵の遺言が、当該の所領の世襲財産化にかんするかぎり、実現されないことである。したがって、この場合、所領は、自由な *ungebunden* 所有地として、カールの遺産相続権者（ジェームス）の手中に帰すことになる。グルムボヴィツ所領は世襲財産ではなく、カールの遺言は法的に無効となる。それ故、この所領は、カールの息子が子孫を残さずに死去した際の跡継ぎにカールにより指定された、カールの甥ポールのものには決してならない。認可が与えられなかった場合どのような点にかんする「基金」の見解は、以上の点に集約される。

一方、グルムボヴィツ所領を得ようとしてアグネスの姪達が主張したジェームスとアグネスとの遺言の取消（後述）についてであるが、「基金」としては、こうしたことはまったくの問題

題外であるというほかない。なぜなら、ジェームスは、所領に世襲財産としての認可が与えられないときには、かれの完全私有財産だけでなく、所領そのものをも、単独相続権者としての「基金」に与えていたに相違ないからである。このことは、ジェームスがヴァルンビューラーに宛てた前述の手紙に示されているとおりである。ともあれ、世襲財産設定の認可が附与されないのであれば、「ジェームス基金」としては、グルムボヴィツ所領それ自体の所有を、たとえ暫時的・経過的にすぎないとしても、成功裡に請求することができる、と確信しているのである。

4 戦時法規の内容

さて次に、一九一七年三月一四日の「フランス企業清算令」⁽¹⁸⁾ *Bekanntmachung, betreffend Liquidation französischer Unternehmungen* に基づいて、グルムボヴィツ所領の清算が開始される場合には、「基金」として、はたしていかなる状況が生じるのであろうか。いまこの点の検討に進む前に、当該の法令の内容を見ておきたい。

一九一六年七月三十一日の「イギリス企業清算令」*Bekanntmachung, betreffend Liquidation britischer Unternehmungen* 第二二条⁽¹⁹⁾に基づき、以下のとおり決する。

第一条 一九一六年七月三十一日の「イギリス企業清算令」の諸規定は、報復の手段として、その資本の大部分がフランス国人のものである企業に、また、フランス領からの管理・監督を受けているか、大戦の勃発に至るまでそうであった企業に、そして、そのような企業へのフランス人の資本参加の場合に適用されると宣言する。

第二条 本令は、布告の日（一九一七年三月一四日）をもって発効する。帝国宰相代理 Dr. Karl Helfferich」。

この「イギリス・フランス企業清算令」については、後論とのかかわりで、以下の三点を指摘しておくだけで充分であろう。第一に、清算の対象には土地所有も含まれていたこと⁽²⁰⁾、第二に、清算担当官 Liquidator にはその対象を売却する権限が与えられていたこと⁽²¹⁾、そして第三に、企業の売却代金等の清算取得金 Liquidationssumme が清算の費用にあてられるとされていたこと⁽²²⁾、この三点である。

5 所領清算問題

最後に、清算問題にたいする「基金」の立場は、フリードレンダーによればおよそ次のとおりである。かれはいう。容易に推察されるように、もしも、「フランス企業清算令」に基づいて、グルムボヴィツ所領の清算が始まれば、所領にたいする

「基金」の要求を貫徹することは著しく困難となろう。いや、それどころではない。ことによると、この要求そのものが挫折させられることになるかもしれないのである。ともあれ、当「基金」が、カール伯爵自身の相続権者としての資格で、グルムボヴィツ所領を要求してもよいのかどうかという点について、法律上最終的にはっきりしないかぎり、換言すれば、認可問題に決着がつかないかぎり、「基金」としては、清算が決定されれば、この所領を人手に渡らせないために、たとえ法外に高い言い値 Gelot であっても、これに応じるほかないということになる。さもないければ、清算担当官が、この所領を第三者に売り渡してしまうかもしれないからである。この一事のみをもちしても、清算が「基金」にとってきわめて不利な事態であることは、明らかである。

それ故、「基金」は、法務大臣に、清算の開始を思いとどまらうて頂きたいと請願せざるをえない。また、この請願を実現するための前提条件が、当該の世襲財産にたいして、国王の認可が附与されないことであり、同時に、このことによりただちに問題となる次の点、すなわち、グルムボヴィツ所領ははたして「基金」のものなのか、それとも、ポールの所有に帰するものなのかとの問題を、法廷闘争に打って出ても即座に解決する

ことであるとするならば、「基金」としては、こうした条件に全面的に応じるにやぶさかではない。事実、「基金」はすでに、国王の認可が与えられない場合には時を移さず、上の所有帰属問題の解決を法廷にもちこもうと意を決しているのである。一方の当事者であるポール伯爵の事情を見ても、このようなすばやい訴訟の実現可能性は充分にある、といつてよい。ただし、ウィルナー博士が、グルムボヴィツ世襲財産にかんするすべての案件について、さらには、法廷での代理という点にかんしても、ポールによつて一九〇八年二月二十七日以降、全権を委任されておられ、こうしてウィルナーは、ポールにかわつて、ドイツの法廷に立つことができるであらうからである。

フリードレンダーはこのように述べている。以上、要するに、かれが語る「ジェームス基金」の立場は、グルムボヴィツ所領を当座「基金」の所有に移すため、認可と清算の双方に反対するといふものであった。

注

(1) Vgl. DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2.5.1, Nr. 5790, Bl. 76. これは、ブレスラウ高等裁判所長官が、一九一七年一〇月一八日付で法律顧問官 Dr. Riemann (後述) に宛てた召喚状である。

(2) Ebenda, Bl. 59-65.

(3) Ebenda, Bl. 109.

(4) この叙述は、ebenda, Bl. 66-70. によつてゐる。この文書は一九一七年一月五日付で Wohlaun 郡会 Landrat 宛にウィルナーが提出した報告書である。Vgl. ebenda, Bl. 60f. なお、本稿では、煩瑣を避けるため、出典の注記と説明の補足は必要最小限度にとどめてゐることを、ここであらかじめ断つておきたい。

(5) (6) Ebenda, Bl. 71.

(7) Ebenda, Bl. 109.

(8) グルムボヴィツ所領の農用地は以下の四つの農場群に分けられてゐる。すなわち、一、Glumbowitz Groß-Strenz 農場群 (Glumbowitz • Groß-Strenz • Klein-Strenz 農場)；二、Exau 農場群 (Exau • Siegda 農場)；三、Tschepline 農場群 (Groß-Baulwie mit Tschepline • Wiersebene 農場)；四、Leubel 農場群 (Leubel mit Tschipkei 農場) がそれぞれあり、第一の農場群が、所領全体の管理中核 Zentralverwaltung を成つてゐる。これらの農場群のうち最後の Leubel を除く三つの群は、ほゞひとかたまりになつてゐる。なお、Leubel 騎士農場だけがその北側に位置してゐる。Vgl. ebenda, Bl. 66f.

(9) Ebenda, Bl. 68.

(10) Ebenda, Bl. 69.

- (11) グルムボヴィン所領の Groß-Strenz 地域には古くから大きな「修道院所屬会堂」Klosterkirche がある。所領所有者は、Groß-Strenz 騎士農場に付随する「教会保護者権」Patronatsrecht に基づいて、この「会堂および付屬建造物修理費負担の義務」Bauast を負わなければならぬ。かれがこの義務を果して、なおかつ館と庭園を維持してゆくためには、実入りのよい農用地の充分な面積が、かれの手に残されることが必要であろう。ヴィルナーはこのように述べている。それ故、かれ自身は、最後の三七五ヘクタールの土地まで入植地を振り向けることは必ずしも積極的ではなから。Vgl. ebenda, Bl. 67f.
- (12) Ebenda, Bl. 69.
- (13) Ebenda, Bl. 60. ヴァルンビヒラー以外にはお二人の「共同執行人」がいた。すなわち Alfons von Pourtales 伯爵 (Laasow 在) とフランスラウの枢密法律顧問官 Geheim Justizrat, Dr. Ludwig Cohn。かれらは皆「シエーナス基金」の理事である。Vgl. DZA Merseburg, Hist. Abr. II, 2. 5. 1, Nr. 5789, Bl. 66.
- (14) DZA Merseburg, Hist. Abr. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 60.
- (15) (16) Ebenda, Bl. 61. これは、ちぎりに挙げたヴィルナーの言葉 (注⑨・⑩参照) の言い換えにすぎない。フリードレンダーはヴィルナーの報告書に眼を通していたにちがいない。
- (17) Ebenda, Bl. 62.
- (18) Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1917, Berlin, S. 227.
- (19) 「…帝國宰相は、報復の手段として、本令の諸規定を他の敵国にも適用するを宣するところである」。Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1916, Berlin, S. 874. 全文二三条から成る「イギリス企業清算令」(ebenda, S. 871-874) は、一九一四年八月四日の「戦時経済措置連邦参議院授權と戦時手形・小切手取引期間延長とにかんする法律」Gesetz über die Ermächtigung des Bundesrats zu wirtschaftlichen Maßnahmen und über die Verlängerung der Fristen des Wechsels und Scheckrechts im Falle kriegerischer Ereignisse (Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1914, Berlin, S. 327f.) に基づいて発せられたものである。
- (20) 「…本法令のこの企業には、企業の支店・遺産 Nachlassmasse」そして土地も含まれる…」。イギリス企業清算令」第一条。Reichs-Gesetzblatt, Jg. 1916, Berlin, S. 871.
- (21) 「企業清算の任を与えられた清算担当官は…問題の企業やそのそのの事務を処理することができる…」。同法令第三条。Ebenda, S. 871.
- (22) 「清算の費用は、清算収得金から支弁される…」。同法令第七条。Ebenda, S. 873.

三 アグネス伯爵夫人の姪⁽¹⁾

弁護士兼法律顧問官リーマン Dr. Riemann は、故プトゥ
プス侯爵 Fürst Wilhelm Malte zu Putbus の娘達五人の
「指定代理人」Bevollmächtigter であらう。五人の娘達とは、
Marie zu Putbus 侯爵令嬢・Asta von Riepenhausen 武部
官 Kammerherr 夫人・Viktoria von Veltheim 男爵夫人
Baronin・Margot Wurm von Zink 男爵夫人、そして、
Wanda zu Löwenstein 侯爵夫人であり、彼女らは全員、カー
ル伯爵の妻アグネスの姪にあたる（第一図参照）。リーマンは、
マリー以下五人の「訴訟代理人」Prozessbevollmächtigter と
して、アグネスとジェームスとの遺言書に見られる単独相続権
者指定の取消を求めて、ブレスラウ地方裁判所 Landgericht
にたいする異議申立を行なう。本節では、この間の事情を明ら
かにしてみたい。

1 ジェームスとアグネスとの遺言⁽⁴⁾

「内地植民振興基金」は、一九〇八年三月一三日に開封され
たジェームスの遺言書に基づいて設立された基金である。かれ
は、自分の完全私有財産の単独相続権者としてこの基金を制定
したのである。一方、ジェームスの母親アグネスは、彼女の死

後一九〇九年六月七日と三〇日に開封された遺言書において、
先述の基金を自分の単独相続権者に指定していた。しかし、同
時に他方で彼女は、つごう八人にのぼる親族を「予備相続人」⁽⁵⁾
Ersatzebe に指名してもいた。その親族とは、前述のマリー
以下五人の姪、甥の Alfons von Pourtales 伯爵、姪の Au-
guste Malza 伯爵夫人、そして同じく姪のバリ在の Agnes
de Loys Chaudien 侯爵夫人 (Marquise) の計八人であら
う。

マリー以下五人の姪達が、「ジェームス基金」とポール伯爵
の双方を向こうにまわして、グルムボヴィツ所領の相続権を争
おうとしたとき、彼女らの主張の法的淵源は、アグネスによる
この予備相続人指名にあったのである。以下の叙述は、ブレス
ラウ高裁の召喚（一九一七年一月二十九日）後に、マリーらに
かわってリーマンがしたためた法務大臣宛文書（一九一七年一
月二〇日付）のあらましにかんするものである。

2 認可問題

リーマンはいう。「純民族的」⁽⁶⁾ völkisch 見地からすれば、お
よそ、寄付行為書の規定に従って永続的にフランス国籍所有者
に相続されてゆく世襲財産の存続ほど、ドイツにとり有害なも
のではない。この状態は、ドイツの土地所有が自由財産 Treue

Eigentum としてフランス人の手中にある場合に比べても、より有害でさえあるといつてよい。なぜなら、自由財産であれば、その「公開市場売り」(7) freihändiger Verkauf の可能性があるのだが、世襲財産のような制限的財産 gebundener Besitz の場合には、この可能性は皆無だからである。したがって、フランス人ポール伯爵のドイツ世襲財産相続権は認められるべきでなく、また、それを追認することになる国王の認可も当然拒否されてしかるべきなのである。

世襲財産の認可を拒絶する線での国王の決定がすみやかに下されることを望む理由としては、もう一つある。それは、国王の決定が公示された後になって初めて、リーマンの依頼人は、相続財産をめぐる争いに、法廷での決着をつけることができるであろうことである。ポール伯爵と「ジェームス基金」(8) に、アグネスの姪達——この三者は、「現在の法的錯綜状態」の下では、互いに一致することのとうていできぬ立場にあるのであるから、事態の解決のためには、やはり、法廷闘争以外にはないであろう。リーマンは、さしあたってこのように述べている。

3 相続権要求の根拠

マリーらの所領要求権を正当化するための根拠は、リーマン

によればおよそこうである。グルムボヴィツ所領の大部分は、大土地所有として維持することに、そして残余部分は、「軍人入植自作農場」(9) Kriegerheimstätte・農民的所有地・農業労働者用農地等の入植地へ分割することに適した所領である。そして、マリーらは、この両面で所領を最大限有効に利用することのできる最適任者にはかならない。大土地所有としての維持という側面については、自明の理であり、説明は不要であろう。問題は後者である。

さて、依頼人の一人であるアスタの夫、式部官リーペンハウゼン von Rippenhausen は、一九〇四年帝國議會に提出された「ドイツ帝國家産法草案」(10) Entwurf eines Reichsheimstättengesetzes für Deutsche Reich の起草者としてよく知られた人物なのだが、かれの存在によって、小規模入植に適切な関心と理解が示されるであろうことの大きな保証が与えられる、ということができるのである。かれは、プロイセン下院 Abgeordnetenhaus と帝國議會とにおける永年の議員活動をとおして、生涯の目的の一つであった「家産法」の成立に全力を傾注した。一八九〇年かれが「家産法運動」(11) を開始したとき、かれは、ビスマルク Otto von Bismarck とモルトケ Helmuth von Moltke の支持を受け、すなわち、前者は、ド

イツの所有關係の健全化をはかる一方策としての意義をここに認め、これにたいする人々の注意を喚起し、また元帥モルトケは、この法律草案に提案者の一人として署名することに同意したのであった。モルトケがこのような署名に応じたのは、かれの生涯（一八〇〇—一九一一年）において唯一この時だけだった。

また、一九〇四年帝國議會に提出された法案は、保守党・自由保守党・中央党・国民自由党から成る当時の帝國議會多数派の賛成を得て、同議會を通過することができたのであった。⁽¹²⁾

リーマンは、このような事実を指摘したうえで次のようにいう。小規模入植地創設事業の推進という点での所領の有効利用をはかるにあたり、このリーペンハウゼンの存在は限りなく大きい。かれがわが方にいることは、われわれにとつての絶大な利点にはかならぬ。これにたいして、「ジェームス基金」はどうか。事情はまるで逆であるというほかない。この「基金」は、その名称において内地植民の振興をはっきりと謳っているとはいえ、その実、植民のために寄与したところはきわめて少ないのである。すなわち、一九一七年一〇月二十九日の召喚時における「基金」の代理人フリードレンダーの説明によれば、「ジェームス基金」は、国王の認可を得た一九一一年四月二十二日以後、すでに六年半の永きにわたって存続しているにもかかわらず、

加えて、一七五万マルクを下らぬ多額の財産を自由に処理できると、これまでにその数わずか十の入植地向き農用地の貸出を行なったにすぎない。いま、貸出地の数の少なさはひとまず措くとしても、それでもやはり以下の事実が絶対に見逃されてはならない。すなわち、そもそも、この貸出ということ自体が、内地植民の振興には全然そぐわない性質のものである。内地植民の目的は、ひとえに、入植地所有者が自分の土地で自由に経営できるということによってのみ実現される。小作人が、土地所有者と同じように、小作地の改良に腐心することはまったくないといつてよい。それにもかかわらず、「ジェームス基金」がその定款 *Satzung* において規定していることは、農用地の貸出のみにすぎない。しかし、内地植民にとつては、「土着性」⁽¹³⁾ *Bodenständigkeit*こそが決定的に重要な契機にはかならないのである。たとえば、「基金」が行なったように、約七・五ヘクタールほどの大いさの土地を、長期（三〇年間）にわたって入植者に貸し出したとしても、それは、土着性の契機を生み出すものではないさきでもない。

リーマンはつづける。この点において、リーペンハウゼンの法案は、その理念においても社会的意義の点でも、無限に高く評価されてしかるべきものである。けだし、「家産法」が施行さ

れたあかつきには、自分達の所有地に定住する土着の住民が生まれるからである。われわれは、人間の「所有欲念」⁽¹⁴⁾ Eigentumsgedankeをあまく見ているわけではない。また、こうした理念を無視ないし軽視する社会的方策はすべて誤りなのである。「所有欲念」とは、まさに「生存欲念」⁽¹⁵⁾ Existenzgedankeとならぶ、人間の最も強烈で基本的な願望の一つであることが忘れられてはならない。しかし、「ジェームス基金」は、この「所有欲念」に敵対的な姿勢を示すもの、いや、というよりもむしろ、それを露骨に排除しようとするものである。その証拠に「基金」は、グルムボヴィツ世襲財産の内部に現存する農民的所有地を、まずもって入植地に変えようとしているのである。換言すれば、これは、現に存在する「農民を追放する」⁽¹⁶⁾ Bauern Jagen ことによる小作人導入措置以外のなにものでもないのである。

このように、リーマンは、主として、リーベンハウゼンの「家産法草案」に依拠しながら、依頼人が所領を入手した際のメリットを根拠づけようとしたのであった。

4 所領清算問題

次に、清算問題にかんするリーマンの見解は、以下のとおりである。すなわち、グルムボヴィツ所領の清算は、現行の法規

定からすれば、なるほど形式的には許されよう。しかし、それは、一九一七年三月一四日に発令された「フランス企業清算令」の本旨に添うものではない。なぜなら、この種の処置によつては、この所領の相続権者たりうる依頼人マリーらの利益が台無しにされるかぎりにおいては、フランス人の利益ではなく、まさに、ドイツ人の利益こそが損なわれるであろうからである。われわれは、所領の清算に賛成することはできない、と。

さらに、リーマンはつづける。清算が、自分の関知しない理由から万一行なわれる事態となつた場合には、「ジェームス基金」を代表するか、もしくは、これと関係の深い人物を清算担当官に任ずることだけは避けて頂きたい。というのはこうである。さきの一〇月二九日の召喚時に、「基金」の理事フリードレンダーは、清算が行なわれれば、「基金」は所領の買手となるであろう、と言明したのであるが、この場合、「基金」はできるだけの低価格を求め、ということにならう。それ故、高価格の実現に努力すべき売手として行動しなければならぬ清算担当官が、もしも「基金」寄の人物であれば、公正な売買を行なうことがおぼつかなくなるであろう。こうしてリーマンは、万一清算が行なわれることになるのなら、清算担当官の人

選について提案する機会が与えられるよう請願しつつ、かれの論述を終えている。

このように、リーマンと「ジェームス基金」とは、認可と清算の両方に反対する点では、立場と主張点の違いこそあれ、ともに基本的な一致を見ていたのだった。それは要するに、両者とも、ポール伯爵の所有権を否定したうえで、自らの相続権を主張するためのものであった。

5 裁判の概要⁽¹⁾

一九一八年二月二五日、アグネスの姪達が起こした裁判の判決が下る。場所は、ブレスラウ地裁の第六民事部 *die sechste Zivilkammer* であった。以下では、この裁判とその帰趨の概略を示して、本節の結びとしたい。

(i) 原告：Marie, Asta, Viktoria, Margot, Wanda の五人。(訴訟代理人は Riemann)。

(ii) 民事被告人：

イ、Württemberg 王国大使・法学博士 Axel von Varn-büler 男爵、ヘルリン在。

ロ、Calau 郡郡長 (Landrat) Alfons von Pourtales 伯爵、Laasow 在。

ハ、法律顧問官 Ludwig Friedländer ブレスラウ在。

ニ、ジェームス伯爵の内地植民振興基金 (ブレスラウ在)、代表者は「基金」の理事 (被告人イ・ロ・ハ)。

ホ、ポール伯爵 (パリ在)、総代理人は農場監督のヴィルナ博士 (グルムボヴィツ在)。

(iii) 被告人の訴訟代理人：

イ・ロ・ニ、にとっては L. Friedländer

ハ、にとっては弁護士・法律顧問官 Bendix

ホ、にとっては弁護士・法律顧問官 Friedenthal

(三人ともブレスラウ在)。

(iv) 申立の内容

一九一八年二月二五日の判決に先立って、同年二月一日、口頭弁論が行なわれる。ここでの原告の主張は、一九一七年一月二九日にかれらがブレスラウ地裁に提出した訴状の内容と基本的に同じである。ただし、原告の一人マリーが口頭弁論の前にその訴えを取り下げたので、原告はアスタらの四人に減る。以下では、この申立の内容を見る。

イ、原告が、一九〇八年二月二四日に死去したジェームス伯爵の遺産の五分の四を相続する権限を有することが、被告全員にたいして確認されること。

ロ、ヴァルンビューラーから「基金」までの四被告にたいして

は、ジェームスの遺産に基づくかれらの所有対象の内容にかんする一覧表の提出が申し渡されなければならない。

ハ、ポール伯爵にたいしては、以下の判決が下されるべきである。

a、これまで、グルムボヴィツのカール・フォン・プルトレス伯爵家族世襲財産として取り扱われてきた不動産を、そのすべての従物 *Zubehör* とともに、アスタ以下四人の原告とマリイ・ツウー・プトゥプス侯爵令嬢とに引き渡すこと。

b、ジェームス・アグネスの相続人たる四人の原告とマリイとが、前述の不動産の所有者として登記されることを、承諾すること。

c、収支表と手許にあるかぎりでの領収証を用意しうえ、前述の不動産の管理について原告に報告すること。

ニ、被告人が訴訟費用を負担すること。

ホ、本件は、判決があり次第、仮執行されなければならない。

い。
以上が、申立の概要である。加えて、原告は、グルムボヴィツ世襲財産の設立に国王の認可が附与されないという近々に生じうる事態に備えて、その場合にも、原告の主要な要求はすべて認められるべし、と周到にも付言するのを忘れなかった。

(v) 判決

では、はたしてどのような判決が言い渡されたのであろうか。それは、一言にして、訴えの棄却、つまりは原告の敗訴であった。¹⁸ いまその理由を、判決文の抜粋にすぎぬという限界をもつ当該の史料からうかがい知ることができるかぎり、アグネスの遺言の取消問題に即して簡単に記すと、以下のとおりである。すなわち、アグネスが遺言書において「ジェームス基金」を彼女の完全私有財産の相続権者に指定したのは、グルムボヴィツ所領は法律上有効な仕方では世襲財産になったと誤って想定していたからである、と原告はいう。要するに、原告が主張するところによれば、相続権者指定の主因は、この誤りの想定という一点に還元される。原告は、この点の指摘に、アグネスの遺言を取り消すための主要な拠り所をおいたのだった。しかし、これは、取消を正当化するのに適切な主張では決してない。けだし、アグネスの遺志を決定したのは、上述の誤りの想定ではなく、「基金」を相続権者に指定しようとの息子ジェームスに与えた約束だったからである。彼女の心を捉えて離さなかった決定的な想念は、まさにこの点だけであった。それ故、グルムボヴィツ世襲財産の法的有効性の思いこみが、彼女の決心にたいしてなんらかの影響を及ぼしたと推定する余地はまった

くない。アグネスの指定を取り消すことはできず、したがって、この世襲財産が法的効力を得る得ないに関係なく、原告がアグネスの相続人であるとは認められえないのである、と。

こうして裁判は終った。アグネスの姪達のグルムボヴィツ所領相続権は認められず、本判決の約二週間後（一九一八年三月二日）には、ついに、所領の清算が帝国宰相により命じられることになる。「ジュームス基金」とアグネスの姪達がともに反対した清算がこうして始まった。

注

(1) 本節の叙述は、とくに断らなにかぎりは主として、DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 70-76. に依拠してゐる。当該の文書は、リーマンによる一九一七年十一月二〇日付の法務大臣宛報告書である。

(2) Ebenda, Bl. 70.

(3) Ebenda, Bl. 109.

(4) この叙述は、DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5789, Bl. 66f. にある。これは、一九一二年五月三十一日付の法務大臣文書の一部である。この文書の内容については、前掲拙稿を参照せられた。

(5) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5789, Bl. 66.

(6) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790,

Bl. 70.

(7) (8) Ebenda, Bl. 71.

(9) Ebenda, Bl. 73.

(10) この法案については、さしあたり、澤村康『中欧諸國の土地制度及び土地政策』改造社、一九三〇年、二五六—二六一ページ参照。「凡ての独逸国民は満二十四歳に達したるときは家産を設定する資格を有する」(同右、二五八ページ)。同法案により、二四歳以上の全ドイツ国民には小作地ではなく、自作農場をもつ展望が与えられた。

(11) 同右、二五七ページ。

(12) しかし、同法案は、このときは連邦参議院の否決にあつた。その成立のためには、一九二〇年五月一〇日を待たねばならなかつた。同右、二六〇—二六四—二七七ページ参照。

(13) (14) (15) (16) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 74.

(17) この叙述は、ebenda, Bl. 109f. に依つてゐる。これは、一九一八年二月二五日の地裁判決文の抜萃である。

(18) 判決を下したのは、プレスラウ地裁長官・枢密法律顧問官 David ならびに同地裁判事の Thielisch と Rehmet であつた。Vgl. ebenda, Bl. 109.

四 清算の実際

1 清算の決定⁽¹⁾

一九一八年三月一二日、時のドイツ帝国宰相ヘルトリングは、一九一七年三月一四日の「フランス企業清算令」に基づき、「フランス国籍所有者ポール・ドゥ・プルタレス伯爵が所有する。グルムボヴィツ所領の清算」⁽²⁾(傍点筆者)を農林・法務両大臣に命令する。これを受けて、農林大臣 Eisenhart-Rothe は、ただちに、Wohlau 郡郡長のエンゲルマン Engelmann を清算担当官に任命する。同時に、大臣は、かれの部下である農林省の枢密下級事務官 Geheimer Regierungsrat Arricus に、所領の視察後、エンゲルマンならびに農場監督ヴィルナーとこの件について協議することを委託する。この協議は三月二五日に行なわれることが予定された。農林大臣は、三月一六日に、これらのことをブレスラウ県知事に通知している。

法務大臣 Mügel と「外国企業清算のための政府特別委員」⁽³⁾(氏名不詳) Reichskommissar für die Liquidation ausländischer Unternehmungen は、同日、この件を了承する。なお、三月二五日の協議には、法務省からは、法務大臣代行として、法務省局長・一等枢密法律顧問官 Ministerialdi-

rektor, Wirklicher Geheimer Oberjustizrat の Kübler が、枢密法律顧問官ゼールマン Dr. Seelmann を伴って参加することになった。

2 協議の内容⁽⁴⁾

上述の法務省局長らはもとよりとして、シュレージエン州庁の下級事務官 Regierungsrat, Koellner 及 Militsch-Trachenberg 郡の次期郡長 Stolberg 伯爵の両名も加わって、所領の視察と協議は予定どおり行なわれた。このとき討議された諸点は、ゼールマンによれば、およそ以下のとおりである。第一に、内地植民のためには、なによりもまず、Lentel 貸出農場が問題となる。それは、ヴィルナーがつとに指摘しているとおりである。この農場が残余財産 Restgut として所領内に維持されるべきであるならば話は別だが、そうでないかぎり、これを地代農場 Rentengut に分割する義務が、その取得者に課されなければならない。この義務は、国 Staatsregierung にたいする義務である。国は、この履行についての監督権をもつ。また、この農場以外に、別のまとまった耕地(約五百ヘクタール)が、なお、所領に隣接する農村 Landgemeinde の発展のために用立てられるべきか否かについては、にわかに即断することはできない。この点にかんしてはさらに議論を積み

重ねる必要がある。

第二に、館の備品は売却されるべきでない。これにたいして、所領の土地所有は「ジュームス基金」とドイツ系プルトレス伯爵家の成員若干名とに限定して、競売に付されるべきである。プトゥプス侯爵の娘達（マリー・アスタラ）への供給は不可である（傍点筆者）。

第三に、その際、土地所有は、カール伯爵によって世襲財産化されたものであるのか、それとも、ジュームス伯爵により世襲財産に加えられたものだったのか、あるいはまた、ポール伯爵の完全私有地であるのかという事情に応じて個々別々に査定され、それぞれ違った価格を定めたうえで売却されなければならない。

第四に、清算取得金の管理については、Winzig 簡易裁判所 Amtsgericht がその任にあたる。清算取得金を受領することのできる有資格者の審査・確認も、当該裁判所の職務である。しかし、この取得金の裁判所への供託は、まず必要ならう。当面は、清算担当官に預らせておけばそれでよい。ゼールマンは、三月二五日に行なわれた協議の要点を、四月四日に書いた「グルムボヴィツ旅行覚え書き」⁽⁵⁾として、このようにまとめている。ここには、所領清算の基本線ないしはその基本的な

らいが端的に語られている。では、清算の決定は、問題になって久しい認可附与の是非という点になんらかの影響を及ぼすものだったのかどうか。この点が次に検討されなければならぬ。

3 法務大臣見解⁽⁶⁾

清算決定の約一か月後（一九一八年四月一三日）に、ドイツ帝国皇帝ヴィルヘルム二世の勅令が、法務大臣宛に下る⁽⁷⁾。それは、プルトレス家の家族世襲財産にたいするプロイセン国王の認可を与えぬ旨の最終的決定であった。かねてからの認可問題には、このようにして終止符が打たれた。ところで、皇帝の勅令は、同年四月六日の法務大臣報告を受けて下されたものである。そこで、以下においては、皇帝の意志決定の下敷きになった同報告の内容を見ることにより、ここでの検討課題にせまることにしたい。

法務大臣は、認可問題について、清算問題との関連で次のようにいう。所領の清算が実行されれば、世襲財産化された土地所有のすべてが、清算担当官によって売却されることになる。フランス人ポールの求めるプロイセン国王の認可が附与されるという条件がこれに加わると、したがって、世襲財産的制限 fideikommissarische Gebundenheit から離れた土地所

有のかわりに、その売却の際に得られた清算取得金が世襲財産結合 Fideikommißverband にはいるという事態が生じることになる。すなわち、この世襲財産は、「土地所有世襲財産」Grundfideikommiß としてではもはやなく、「貨幣世襲財産」⁽⁹⁾ Geldfideikommiß として存続するにすぎなくなる。しかし、フランス人の手のなかでどうした貨幣の世襲財産化を行なうことは、フランス人家族が世襲財産を設立することに対立する自明の疑問点をまったく度外視するとしても、やはり、ドイツ人の利害関係者をもつ権利を著しく損なうものにはかならないであろう。ともあれ、このような「貨幣世襲財産」の成立を促進することには、ドイツにとつての公的利益はなにもないと断ずるほかない。

反対に、国王の認可が与えられない場合には、カール伯爵が最初に寄贈した財産も、後にジェームス伯爵が世襲財産に付け加えた土地も、ともに、完全私有地 Allod としてとどまりつづけることが法的に確定する。このとき、二つの問題が生じよう。すなわち、第一に、カールに由来する財産の継承者はだれか。そして第二に、だれがジェームスの相続人となることができるのか、という二つの相続問題がそれである。第一の問題にかんしては、要するに、当該の所領が依然として、「世襲財産の

後順位相続人決定」⁽⁹⁾ fideikommissarische Substitution の法的手続きによって相続されていくものなのか否か、にかかっている。然りの場合には、ポール伯爵がカール伯爵の相続人となる。逆に否の場合、カールの財産は息子のジェームスによってのみ相続されるのであるから、カールの遺産を継ぐことができる人は、結局、ジェームスの相続人であるということになる。したがって、この世襲財産の設立が、国王の認可を欠くが故に無効に帰すときには、後者の場合が実現することになる。

では、ジェームスの相続人はだれかという第二の問題についてはどうか。この点は現在係争中で、まだ結論を見ていない。すなわち、プトゥプス侯爵のアスタラ四人の娘達と「ジェームス基金」とのあいだで、この相続問題をめぐる訴訟が争われているのである。アスタラは、第一審では敗訴した。だが、控訴審がまだ残っている。⁽¹¹⁾したがってこうである。すなわち、この法的係争問題にどのような最後の決着がつくのであれ、当該の世襲財産への国王の認可が与えられさなければ、ジェームスの相続権者に襲われてしかるべき財産は、いずれにしても、ドイツ人の手に帰すこと、これである。逆に、世襲財産の認可によって、清算取得金が「貨幣世襲財産」としてフランス人の手許に拘束されるような事態にでも万一なれば、ドイツの利益

は重大な侵害をこうむろう。それ故、利害關係の点で相對立する立場にある「基金」の幹部と、プトゥプス侯爵の娘達の代理人も、この問題にかんするかぎりは一致して、ともに、認可を認めぬ旨の国王のすみやかな決定を願ひ出ているのである(傍点筆者)。

法務大臣が展開する認可反對論は、ほぼ以上のようなものであった。それは、清算という新しい事態に直面して新たに練り直された認可反對論であつた。⁽¹²⁾

4 清算の結果

一九一八年四月一三日、認可が附与されることが最終的に決まる。フランス人貴族ポール・ドウ・プルトレス伯爵のドイツ世襲財産所有・相続権は、ついに認められなく終つた。その結果、ポールは、所領(土地所有)を失つただけでなく、清算取得金(貨幣)を手にもできなかった。三月一二日の宰相命令によって、ポール伯爵の土地所有がかれから奪われたとするならば、一方、四月一三日の勅令においてはそれに行ふ貨幣での補償さえ与えられないことが決したのである。では、事実上、フランス人貴族からいわば強権的に「奪還・没収」された土地所有であるといつてよい当該の所領を、当時のドイツ国家権力は、いったいどのように処理したのであろうか。こ

の点が次の問題となる。

プレスラウ県知事に宛てた一九一八年四月二三日の農林大臣文書⁽¹³⁾によれば、大臣が賛成した清算プランの基本線は、要するに、当該の所領を、可及的すみやかに以下の人々のあいだで競売に付すということであつた(ただし、邸宅内にあるポール伯爵所有の家財類は除く。これは、清算後、「特別強制管理」⁽¹⁴⁾ besondere zwangsweise Verwaltung の下におかれる)。

- i James von Pourtalès 伯爵の内地植民振興基金
- ii 帝國待命大使 Kaiserlicher Botschafter z. D., Friedrich von Pourtalès 伯爵⁽¹⁵⁾ ヌルリン在
- iii Niederlausitz 辺境伯 Markgrafschaft, Wilhelm von Pourtalès 伯爵 Lubben 在
- iv Calau 郡郡長 Alfons von Pourtalès 伯爵

売却の条件は次のとおりである。第一に、だれが購買者に決まっても、当人は、フランスとの講和条約締結後十年以内に、プレスラウの総務委員会 Generalkommission の指導と仲介の下で、合計五〇〇〜七五〇ヘクタールほどの土地を、ドイツ人の入植希望者に、かれらの所有する分割地として提供しなければならぬ(入植用の土地は農林大臣が選択する)。第二に、上記の四名は、四月二三日より八日以内に、言い値を清算担当

第一次世界大戦期ドイツにおける世襲財産の清算

官に書留便で申し込まなければならぬ。そして、第三に、これらの入札者のなかから、もしも「ジェームス基金」に落札されれば、さらに以下の条件が加わる。すなわち、ドイツ系のプルトレス伯爵家に所領を維持させるという目的を果すために、「基金」は、入植地を除く所領を、若干の値上げ *Autobildes* を待ってただちに、フリードリヒ・フォン・プルトレス伯爵に転売しなければならぬ義務を負うこと、これである。以上が、清算計画の概略であった(傍点筆者)。

そして、実際に、当該の土地所有は、いったん「ジェームス基金」の手を経てから、したがって、当「基金」が主張したグルムボヴィツ所領相続権を一時的・経過的に認める形をとったうえで、最終的には、ドイツ系のフリードリヒ伯爵の所有に帰着することになるのである。「基金」とフリードリヒとの売買契約は、一九一八年一月二・三日にとり結ばれる⁽¹⁶⁾。フリードリヒの購買価格は、計一八八六七二四・二三マルクに達した。

その内訳は第二表に明らかである⁽¹⁷⁾。この契約は、一九一八年一月三〇日、農林大臣の認可を受ける⁽¹⁸⁾。所領の売買は完了した。法務大臣が事実を承知した旨農林大臣に通知したのは、首都ベルリンにおける革命勃発の前々夜一月七日のことであった⁽¹⁹⁾。

第二表 所領の購買価格内訳

引き継ぎ	611850	32.43%
引き受け	1274000	67.52%
現金払	874.23	0.05%
合計	1886724.23	100%

(資料) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 145f. より作成。

総じて、「第一次世界大戦期ドイツの世襲財産清算問題」とでもいうべきプルトレス伯爵家の世襲財産をめぐる事態の結末は、まず第一に、グルムボヴィツ所領には世襲財産としての認可が与えられず、そのかぎりでは、「ジェームス基金」とアグネスの姪達との言い分が通ったものの、清算に反対した両者の主張は認められずに終わったこと、第二に、所領の清算が強行された結果、フランス人のポール伯爵はおろか、所領譲渡の仲立ちとしての役割を担った「ジェームス基金」にたいしても、そしてアグネスの姪達にも、グルムボヴィツ所領は与えられず、結局、ドイツ系のフリードリヒ伯爵が問題の所領の入手に成功したこと——以上であった。

なお、以下の二点を指摘しておかなければならない。第一は、ドイツ人による世襲財産の復興という点である。すなわち、フリードリヒ伯爵は、ヨーロッパ諸列強との講和条約締結後五

年以内に所轄官庁に通達されるべき寄付行為書によって、かれが金で買った土地所有を、家族世襲財産化すべき義務を売り手にたいしてと同時にプロイセン政府にたいしても負ったのである⁽²⁰⁾。第二に、われわれは、購買価格約一九〇万マルクのうち、その七〇パーセント近くもの大部分が、「戦時公債」⁽²¹⁾ Kriegsanleihe の引き受けによるものだったことを見逃してはならない。フリードリヒは、この相当額をしかるべき「金融機関」⁽²²⁾ Zahlungssatt に払い込むことにより、売買契約上の義務を果たしたのである⁽²³⁾。

注

- (1) ここでの叙述は ebenda, Bl. 111ff. による。史料は、一九一八年三月一二日の帝國宰相命令と同年三月一六日の農林省文書である。
- (2) Ebenda, Bl. 111.
- (3) Ebenda, Bl. 113.
- (4) 叙述は ebenda, Bl. 115f. によっている。これは、一九一八年四月四日にゼールマンが書いた覚え書きである²⁰。
- (5) Ebenda, Bl. 115.
- (6) ここでの叙述は DZA Mersenburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 31036, Bl. 22-26. に依拠している。これは、一九一八年四月六日の皇帝宛法務大臣文書である。

(7) Vgl. ebenda, Bl. 29.

(8) (9) (10) Ebenda, Bl. 25.

(11) アスタらは、控訴審においては、清算担当官による所領の売却を考慮にいて、かれらの主張を、第一審における土地所有の返還ではもはやなく、清算収得金の受領を求めると変更した。Vgl. DZA Mersenburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 150.

(12) 清算問題が生じる前の時期における法務大臣の一貫した認可反対論については、前掲拙稿参照。

(13) DZA Mersenburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 150f.

(14) Ebenda, Bl. 150.

(15) かれは、第一次世界大戦勃発期（一九〇七—一四年）に Petersburg 駐在ドイツ大使を務めた人物である。かれの活動のあとには、フィッシャー Fritz Fischer の「世界強國への道——ドイツの挑戦、一九一四—一九一八年——」（一九六七年）からも、うかがい知ることができる。さしあたり、村瀬興雄監訳書、岩波書店、一九七二年、八一、八六、八八、九八、一五二ページの記述参照。

(16) Vgl. DZA Mersenburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 152. 一九一八年一月三〇日の農林大臣文書に、なお、フリードリヒと「基金」との最初の契約日は、一九一八年七月八日だった。契約が二回にわたったのは、価格の点での折り合いがつかなかったからである。当初予

定された二四六三〇五〇・三五マルクは、Sieгда農場の一部（約二・五ヘクタール）が売買から除外される等の理由で、いったん二三五六七二四・二三マルクまで下がり、そこからさらに四七〇〇〇マルクの支払が猶予されて一八八六七二四・二三マルクに落ち着いたのだった。Vgl. ebenda, Bl. 145f.

(17) 史料 (ebenda, Bl. 143-146) は、ベルリン大学法学部教授・枢密法律顧問官 Dr. Theodor Kipp によるグルムボヴィツ所領の鑑定書（一九一八年とあるのみで月日は不詳）である。

(18) Vgl. ebenda, Bl. 152.

(19) Vgl. ebenda, Bl. 153.

(20) Vgl. ebenda, Bl. 143f.

(21) (22) Ebenda, Bl. 145.

(23) ドイツの敗戦は、所領売買の文字とおりの直後であった。この結果、戦時公債相当分の貨幣額は、「敵国財産」feindliches Vermögen「管財官」Trennhänderの手許に残されることになる。それは、戦費として使われることなく終わった。プルタレス家においては新たな係争問題が、ポール・「基金」・アグネスの姪達のあいだで、土地所有の帰属ではなく、今度は清算取得金の配分をめぐって、再燃することになる（本節の注(11)と五、結びにかえての最後の注(11)に記したエピソードを参照）。

五 結びにかえて

ポール・ドゥ・プルタレス伯爵が、一九〇八年以来、世襲財産の一つにはかならぬグルムボヴィツ所領の事実上公認の所有者であったことは、明らかである。それは、ポールが一九〇八年三月一四日に、世襲財産監督庁であるプレスラウ高等裁判所から、「世襲財産継承者」⁽¹⁾ Fideikommissfolger と認める「証明書」⁽²⁾ Bescheinigung を得たという一事のみをもってしても、充分証明されるところである。事実、この世襲財産の認可に終始一貫絶対反対の立場を貫いた所轄のプロイセン法務省当局でさえ、大臣見解において折にふれて、あるいは「世襲財産のために寄贈された諸農場の所有は、ポール伯爵に移行した」といい、また別のときには、グルムボヴィツ所領は「一九〇八年以来、確かに tatsächlich 一フランス国籍所有者の所有と管理の下にあった」といわざるをえなかったのである。それ故、ドイツ帝国宰相による一九一八年三月二日のあの清算決定命令は、「ポール伯爵が所有する所領の清算を命ずる」となっていたのである（傍点筆者）。

したがって、一九一七年三月一四日の戦時法規「フランス企業清算令」に基づく所領清算命令によって致行されたこと、そ

れは、フランス人貴族がドイツの地にもつ世襲財産の所有権・相続権を、強権的にかれの手から剝奪すること以外のなにものでもなかった、といわなければならない。所領清算の内実は、その収用にはかならなかつた。ことこの点にかんするかぎり、「フランス企業清算令」は、実際にはまさしく、一種の土地収用法の役割を果したのである。再びプロイセン法務大臣の言を借りるならば、本件「本来の目的」は、実に、「元々の世襲財産所有をドイツ人の手許へ、それも、当該伯爵家のドイツ系の所有に移す」ことだったのである。この目的は、ドイツの外交官フリードリヒ・フォン・プルトレス伯爵が所領を買い上げ、その所有者となることにより、ドイツプロイセン政府の目論見どおり、見事に達成される運びとなる。

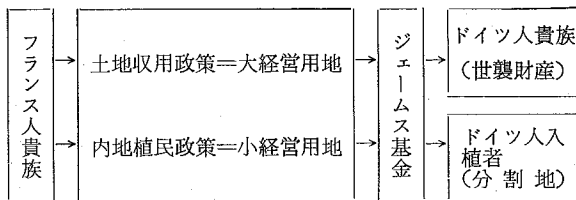
このとき、フリードリヒが最終的に負担した価額は、さきに見たとおり、約一九〇万マルクに達した。かれは、この巨額の貨幣とひきかえに所領を入手する。すなわち、かれは、ヴェーバー Max Weber の口吻を借りるならば、貨幣の「土地所有者・世襲財産形成へのメタモルフォーゼ」を果し、ドイツの国家権力が、事実上、フランス人の手から無償で「没収」した土地所有であるといつてよいこの世襲財産の所有者に鮮やかになりおおせたのである。こうして、ドイツの国家権力は、フランス

人ポールの世襲財産所有権を奪い、自国民フリードリヒをその所有者としたのであつた。

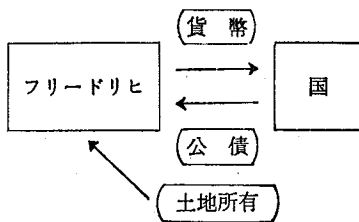
同時に他方においては、「ジェームス基金」にたいして、内地植民推進のための一定の便宜がはかられた点が見逃されてはならない。所領を構成する *Stamm* 騎士農場の一部（約二・五ヘクタール）が「基金」の手に渡つたのもその一例である（前節の注（16）参照）。ドイツプロイセン政府は、あのリーベンハウゼンが成立に努力した「軍人入植自作農場」等の入植地創設のために、大経営向きでない所領の一部を利用しようとしたのである。このかぎりにおいて、政府は、当該の所領の処理にあたり、一定の戦後対策（帰郷軍人への土地供与）をも念頭においていた、ということが出来る。一言にして、大経営向きの土地を中心とした所領の大部分は、「基金」を介して、ドイツ人貴族フリードリヒへ、そして、内地植民のための一部の小経営用地は、再び「基金」を介して、ドイツ人入植者達へ（第二回参照）。これは、政府にとってはまさに、一石二鳥の所領処理法だつた、ということができよう。第一次世界大戦末期におけるグルムボヴィツ所領をめぐる事態の顛末は、さしあたり、以上である。

しかし、事柄の意味はこればかりではない。その一半は、な

第二図 所領処理と「基金」の仲介



第三図 国とフリードリヒとの関係



お別のところにもあったことが看過されてはならない。すなわち、約一三〇万マルクに達した戦時公債引き受けの問題がそれである。すでに見たように、フリードリヒが支払った

貨幣額の実に三分の二以上(六七・五パーセント)が、この公債相当額だった。事態のこの側面に着目して、これを略図で示すと第三図のようになる。フリードリヒは、国に貨幣を支払って、公債と土地所有の双方を得たのである。事柄の意味は、ここではしたがってこうである。すなわち、第一に、国は戦時公債を発行し、これをフリードリヒに引き受けさせることによ

り、約一三〇万マルクもの多額の戦費を調達したこと、第二に、ことこの点にかんするかぎり、グルムボヴィツ所領世襲財産としての土地所有は、国により、實際上、一種の「担保物」的役割を担わされたといいうることである。これは、フリードリヒにとつては、決して損な取り引きではなかった。なぜなら、かれは、たんなる擬制価値としての債券だけではなく、客観的には、一種の「抵当」としての現実的役割を担わされた土地所有をも取得したからである。

以上総じて、ドイツ第二帝政の命運が尽きようとする第一次世界大戦の最終盤期に敵国フランスから「奪還」されたドイツの世襲財産は、プルタレス家のそれにかんするかぎり、ドイツ帝国主義にとつては、まさに、戦争(目的)完遂のための資金調達の一段たる実践的意義を与えられたものでもあったのである。「ドイツ帝国主義と世襲財産」問題展開の基礎となる系統の実証分析が、帝国主義論と土地所有論の「連繫」とも密接にかかわって、今後、さらに積み重ねられていかなければならぬように思われる。

注

(一) (s) DZA Merseburg, Hist. Abr. II, 2. 5. 1, Nr. 5789, Bl. 34. これは、一九二二年一月二五日付法務大臣宛

ブノスライウ高裁報告書の一部に見られる記述によらぬ。

(6) DZA Mersburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 31036, Bl. 24. (一九一八年四月六日)。

(7) DZA Mersburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 148. (一九一八年一〇月九日)。

(8) (9) Ebenda, Bl. 150. (一九一八年一〇月九日)。

(7) Max Weber, 'Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen' [1904], Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, Tübingen 1924, S. 367 Anm. 1)。

(8) このように、「基金」が担ったいわば仲介的な役割は二重である。そして、ドイツプロイセン政府が、この「基金」を仲介者として利用したやり口もまた二重の意味で巧妙なものであった。すなわち、第一に、フリードリヒへの転売の前に、この「基金」を所領の仲立ち的な購買者に選定し、「基金」の所領相統権を一時的・経過的にはあれ一応認める形をとることによって、所領相統の帰趨をめぐるボールら三者間の永年の係争にさしあたったの法的決着をつけようとした点で、そして第二に、所領収用後、国家はただちに後景に退き、「基金」を前面に押し立ててこれを利用し、収用問題を、「基金」とフリードリヒとの自国民間の私法的売買契約の關係に転化することにより、フランスの一人人ポール伯爵にたいするむきだしの強

権発動を結果的に隠蔽しようとした点で、それは、二重の意味で巧妙なやり口なのであった。

(9) 「一九一八年六月一日、ドイツ重工業界は：ロシアとウクライナへの経済進出を目的とするシンジケートの設立を提案した」。フィッシャーの前掲書『世界強國への道』が教えてくれるこの事実は、戦時公債の使途を見きわめるうえできわめて興味深い。「対ロシア経済侵略の大計画」のかなめとして提案されたこのシンジケートの設立には、総額二〇億マルクの資本が必要であった。経済界・銀行業界はようやく一億マルクを用意したものの、残りの一九億マルクについては、公債か政府資金の直接的援助かによる確保が予定されたのである。そこで、国は、「国民の広汎な層の支援を動員」する一環として、フリードリヒ伯爵の問題の約一三〇万マルクをも、このシンジケートの設立資金に振り向けようと企図したのではないか。时期的符合の点から見て、上の推定もあながち不可能ではないように思われる。村瀬興雄監訳書、II、岩波書店、一九八三年、三六八―三七一ページの記述参照。

(10) 吉岡昭彦、前掲論文、一六ページ。

(11) 一つのエピソードとして、グルムボヴィツ所領をめぐる戦後の経緯に触れておきたい。さて、終戦後ただちに清算取得金受領権者の確定が問題となる。この未決問題について、所轄のプロイセン法務省は、敵国財産管財官・復興大臣 Reichsminister für Wiederaufbau として農林

大臣らの再三にわたる強い要請にもかかわらず、確答を避けて、責任逃れの姿勢に終始したため、案件の解決は結局、裁判所にもちこまれざるをえなくなる。そして、どうやら、ポール伯爵の清算取得金受領権だけは認められた模様である。フランス人ポールは、土地所有は失ったものの、それになりたいする貨幣での補償のみはからくも得ることができた。かれの土地所有は貨幣に変わった。ポールが、いったん収用された土地所有の補償を手にするためには、ドイツの敗戦という事態を聞しなくてはならなかったのである。Vgl. DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 5790, Bl. 163f., 162f. 史料は、一九一九年四月一五日付敵国財産管財官の法務大臣宛文書、同年四月二八日の法務大臣の返書、一九二一年八月九日付農林大臣宛復興大臣文書、そして、同年九月一日の法務大臣宛農林大臣文書である。

Über die Liquidation des Fideikommisses in Deutschland am Ende des Ersten Weltkriegs

FUSAO KATO

Der Reserverittmeister der französischen Armee, Graf Paul de Pourtalès, war ein französischer Adeliger in Paris. Vor dem Ausbruch des Ersten Weltkriegs erbte er die etwa 2,200 ha große Herrschaft Glumbowitz in der preußischen Provinz Schlesien. Diese Herrschaft war ein Familienfideikommiß. Also kann man sagen, daß Graf Paul de Pourtalès ein französischer Staatsangehöriger war, der ein deutsches Fideikommiß besaß.

Am 12. März 1918 ordnete der damalige Reichskanzler Graf Georg von Hertling die Liquidation der im Besitz des Grafen Paul de Pourtalès befindlichen Herrschaft Glumbowitz an. Und zwar auf Grund einer Bekanntmachung vom 14. März v. J., die besagte, daß französische Unternehmungen zu liquidieren seien. Infolgedessen ging der Besitz dieser Fideikommiß-Herrschaft auf den deutschen Staatsangehörigen, den Kaiserlichen Botschafter z. D., Grafen Friedrich von Pourtalès, über. Die Kosten, welche Graf Friedrich für den

Erwerb der Herrschaft zu tragen hatte, betrugen ungefähr 1,900,000 Mark. Dieser Betrag enthielt den Übernahmepreis von Kriegsanleihen im Werte von etwa 1,300,000 Mark. Dabei spielte „die Graf James von Pourtalès'sche Stiftung zur Förderung der inneren Kolonisation in Breslau“ eine gewisse Vermittlerrolle zwischen dem staatlichen Liquidator (Verkäufer) und dem Grafen Friedrich von Pourtalès (Käufer). Graf James war der deutsche Vetter des Grafen Paul.

Über solch eine Fideikommißfrage wäre wohl das Folgende zu sagen: die Liquidation der Herrschaft Glumbowitz nach der Anordnung vom 12. März 1918 bedeutete nichts anderes, als daß dem Grafen Paul de Pourtalès sein Fideikommißbesitzrecht in Deutschland entzogen wurde. Soweit es sich um diesen Punkt handelt, spielte die Bekanntmachung bezüglich der Liquidation französischer Unternehmungen (s. o.) tatsächlich eine Art Landenteignungsgesetz.

Andererseits wurde aber „die Graf James von Pourtalès'sche Stiftung“ bevorzugt, um die innere Kolonisation in Schlesien zu fördern. Damit beabsichtigte die deutsche Regierung, zur Gründung einigen Siedlungsgeländes, wie zum Beispiel sogenannter Kriegerheimstätten, auch die für Großbetriebe ungeeigneten Teile der Herrschaft zu verwerten.

Außerdem dürfen wir die historische Bedeutung der Ausgabe von Kriegsanleihen nicht übersehen. Die deutsche Regierung erwarb eine große Summe für ihre imperialistischen Kriegskosten, indem sie die Kriegsanleihe ausgab und durch den Grafen Friedrich von Pourtalès diese Anleihe übernehmen ließ. Das deutsche Fideikommiß (das Pourtalès'sche Fideikommiß), welches am Ende des Ersten Weltkriegs aus dem Besitz des feindlichen Frankreich zurückgenommen wurde, hatte für den deutschen Imperialismus recht eigentlich eine praktische Bedeutung als Mittel der Kapitalbeschaffung des eigentlichen Kriegsziels.